

○調布市公共交通活性化協議会設置要綱

令和 3 年 1 月 27 日 要綱第 6 号

改正

令和 3 年 12 月 3 日 要綱第 104 号

令和 5 年 2 月 27 日 要綱第 12 号

調布市公共交通活性化協議会設置要綱

第 1 目的

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、法第 5 条に規定する地域公共交通計画（以下「地域公共交通計画」という。）の作成に関する協議及び地域公共交通計画の実施に係る連絡調整を行い、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づき、調布市内の需要に応じ、住民の生活に必要な旅客運送を確保し、その他旅客の利便を増進し、各地域の実情に即した旅客輸送を実現し、並びに調布市総合交通計画（以下「総合交通計画」という。）の策定及び策定後の総合交通計画の円滑な推進に必要な事項を検討することを目的に、調布市公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

第 2 所掌事項

協議会は、次に掲げる事項を協議調整するものとする。

- (1) 地域公共交通計画の作成及び変更の協議に関する事項
- (2) 地域公共交通計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (3) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (4) 市の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (5) 市町村運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (6) 総合交通計画の策定及び変更に関する事項
- (7) 総合交通計画の実施に係る連絡調整及び総合交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (8) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認めた事項

第3 組織

協議会の委員は、市長が依頼し、又は任命する次の各号に掲げる委員23人以内をもって組織する。

- (1) 調布市都市整備部長（これに相当する職を含む。）
- (2) 法第2条第2項に規定する公共交通事業者の代表者が当該事業者の社員の中から指名する者
- (3) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表者又はその代表者が当該団体の構成員の中から指名する者
- (4) 国土交通省関東地方整備局相武国道事務所長が当該事務所の職員の中から又はその指名する者
- (5) 東京都建設局北多摩南部建設事務所長が当該事務所の職員の中から指名する者
- (6) 国土交通省関東運輸局東京運輸支局長が当該支局の職員の中から指名する者
- (7) 東京都都市整備局都市基盤部長が当該部の職員の中から指名する者
- (8) 警視庁調布警察署長が当該警察署の職員の中から指名する者
- (9) 地域公共交通の利用者
- (10) 学識経験者
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた者

2 会長及び副会長

協議会に会長及び副会長を置く。

第4 任期

委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、別に定める。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めたときは、6月以内の期間を定めて依頼し、又は任命することができる。

第5 会長

会長は、委員の互選による。

- 2 会長は協議会を代表し、その会務を総括する。

第6 副会長

副会長は、会長が指名する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が不在のときは会長の職務を代理する。

第7 協議会の運営

協議会は、会長が招集し、議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員は、都合により協議会を欠席する場合は、代理の者を出席させることができることとし、代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 協議会の議決方法は、出席委員の過半数の賛同をもって決定することとする。ただし、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 5 協議会は原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開で行うものとする。
- 6 協議会は、必要があると認めたときは、委員以外の者に対して、協議会の出席を求めることができる。

第8 協議結果の取扱い

協議会において協議が調った事項について、委員はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

第9 作業部会

協議会は、第2各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じて作業部会を設置することができる。

- 2 作業部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

第10 庶務

協議会の庶務は、都市整備部交通対策課において処理する。

第11 その他

この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附 則（令和3年12月3日要綱第104号）

この要綱は，令和 3 年12月 6 日から施行する。

附 則（令和 5 年 2 月27日要綱第12号）

この要綱は，令和 5 年 2 月28日から施行する。